

番号：130751

国名： タンザニア

担当部署： 農村開発部乾燥畑作地帯第一課

案件名： 県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクト（農民主
体型灌漑施設補修技術強化）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：農民主体型灌漑施設補修技術強化
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等：

- (1) 全体期間：2013年9月下旬から2014年1月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.35M/M、現地 2.60M/M、合計 2.95M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地調査期間	整理期間
5日	78日	2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数：正1部、写1部
- (3) 提出期限：8月21日(12時まで)
- (4) 提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針：

1) 業務方針の的確性	6点
2) 業務方法の整合性、現実性等	12点
3) 当該業務実施上のバックアップ体制	2点
- (2) 業務従事者の経験能力等：

1) 類似業務 ^{注1)} の経験	40点
2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域 ^{注2)} での業務経験	8点
3) 語学力 ^{注3)}	16点
4) その他学位、資格等	16点
	(計100点)

注1) 類似業務：灌漑施設維持管理に係る各種業務

注2) 対象国／類似地域：タンザニア／全世界（本邦含む。）

注3) 語学の種類：英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：
黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

タンザニアにおいて、農業セクターはGDPの約4分の1及び輸出額の2割程度を占めており、農業セクターは同国における経済成長の核であるとともに貧困削減の鍵となっている。

タンザニアの国家灌漑マスタープラン(2002年)においては、約210万haの高い灌漑開発ポテンシャル地域があるとされており、2006年に策定された「農業セクター開発プログラム(Agricultural Sector Development Program: ASDP)」の実施を通じて灌漑開発を推進しているものの、2010年現在で約35万haの灌漑開発に留まっている。

タンザニア政府は、ASDPの下、500ha以下の小規模灌漑事業の実施主体を中央政府（国）

から地方政府（県）へ移管し、灌漑開発を推進しているが、県による自立的な灌漑事業の計画・実施が困難な状況にあったため、タンザニア政府は我が国に対して技術協力プロジェクト「県農業開発計画灌漑事業ガイドライン策定・訓練計画」の実施を要請した。これを受けて JICA は、同技術協力プロジェクトを 2007 年 1 月から 3 年間にわたり実施し、県の灌漑技術者が事業を円滑に進めるために必要な灌漑事業の調査計画段階から設計、施工、維持管理に至る各段階を包括した作業及び手順を定めた灌漑事業ガイドライン（以下、ガイドライン）の策定と灌漑事業の質的向上のための中央レベルの人材育成に係る協力を行った。

本プロジェクトは、上記プロジェクトの成果を踏まえて、ガイドラインの利用を全国に普及し、全国の全 132 県の灌漑技術者の事業実施能力を強化することを目的に 2010 年 12 月から 2014 年 6 月までの予定で実施中である。全県にガイドラインを普及する拠点地区（以下、デモサイト）として、全国の 7 つの灌漑ゾーンにおいてデモサイト（各 1 ヶ所）を設置し、農業食糧保障組合省灌漑技術サービス局を C/P とし、灌漑ゾーン事務所の灌漑技術者による県の灌漑技術者に対する灌漑施設建設と灌漑施設維持管理にかかる支援体制の強化を図っている。

灌漑施設の維持管理については、プロジェクト終了後もタンザニアが持続的に灌漑施設の維持管理を適切に行えるよう、灌漑ゾーン及び県の灌漑技術者ならびに灌漑組合を対象とした灌漑施設維持管理能力向上のための研修フレームワーク及び研修用マニュアルを作成し、2013 年 1 月から 3 月にかけて、灌漑地区運営管理強化専門家を派遣し、これらの改訂を行った。

また、これまで 3 回にわたりゾーン及びデモサイトを所管する県の灌漑技術者に対して、水管理、施設操作・維持管理、財務管理、灌漑組合組織強化、参加型モニタリング・評価、研修ニーズ調査に関する合同研修を実施し、当該職員の能力向上を図りつつデモサイトの強化を進めてきた。そして現在、デモサイトで得られた知見を基に、全国で選定された 35 の灌漑地区を所管する県を対象に、ガイドラインの普及を通して灌漑技術者及び灌漑組合の能力向上のための研修を展開している。

しかしながら、前述の灌漑地区運営管理強化専門家による活動等を通じて、多くの灌漑地区では、小規模な補修を必要とする灌漑施設が散見される状況が判明している。今後、灌漑組合が継続的に灌漑施設を維持管理し有効利用する上で、灌漑組合が主体的に計画、実施できる灌漑施設の簡易な補修技術についても、ゾーン及び県の灌漑技術者も含め、その能力強化を支援する必要がある。

代表的な不具合には以下のものがある。

- 1) ゲートの錆やスピンドルの曲がり
- 2) 土水路の侵食
- 3) コンクリート水路や分水路のクラックや割れ
- 4) 水路後背部における洗掘による侵食
- 5) 農道の深い轍や侵食、等

今回派遣する専門家の業務は、プロジェクトが選定した灌漑地区の施設の維持管理状況を把握し、灌漑組合が組合員から徴収している水利費を財源として主体的に実施できる規模の簡易かつ適正な補修技術を、ゾーン、県の灌漑技術者及び選定地区の農民に対して指導し、実際に現場での実習を通して技術移転を行うと共に、補修のための費用の積算や管理方法を含めた灌漑施設簡易補修技術マニュアル(仮名)の英語版とスワヒリ語版を C/P 及びゾーン技術者と共に作成し、持続的な農民主体型灌漑施設補修技術を指導することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は技術協力の仕組み及び手続きを十分把握の上、他の専門家と協力し、円滑な協力の実施を行う。

具体的担当事項は次の通りとする。

〔農民主体型灌漑施設補修技術強化〕

(1) 国内準備期間（2013 年 9 月下旬）

- 1) プロジェクトに関する事前調査報告書、各種報告書、灌漑事業ガイドライン及び操作・維持管理に関する研修フレームワーク、研修用マニュアル等により、プロジェ

- クトの内容を把握する。
- 2) 本業務の参考となる日本国内外の灌漑組合関連資料を収集、整理するとともに、その内容を把握する。
 - 3) ASDP 及び県農業開発計画についてその概要を把握する。
 - 4) 上記1)～3)を踏まえて、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述した業務計画書(和文・英文)を作成し、JICA 農村開発部に提出する。
- (2) 現地派遣期間(2013年9月下旬～2013年12月中旬)
- 1) 現地業務開始時に JICA タンザニア事務所及びC/P 機関に業務計画書を提出し、協議の上、業務計画の確認を行う。また、適宜 JICA タンザニア事務所に対し進捗報告を行う。
 - 2) 灌漑地区の施設維持管理状況について、プロジェクトで取りまとめている灌漑施設の現況調査報告書等を通して把握すると共に、C/P 等の関係者と協議を行い、灌漑組合が主体的に実施できる施設補修技術に関する課題を検討する。
 - 3) 上記2)を踏まえて、現場の課題を明らかにするために、プロジェクトが選定する灌漑地区を訪問し、C/P、ゾーン灌漑技術者、県灌漑技術者及び当該灌漑組合幹部及び各委員会メンバーと意見交換を行い、灌漑施設簡易補修技術に係る課題と解決策を共に検討する(上記7に記述した代表的な不具合5項目について、それぞれ3地区、調査・検討・打合せ・対策で各3日程度を想定している。したがって、対象とする灌漑地区は合計で5-6ヶ所程度を想定)。
 - 4) 上記2)及び3)を踏まえて、C/P 及びゾーン灌漑技術者と共に、財源となる水利費の運用管理も含めた、灌漑施設簡易補修技術マニュアルの英語及びスワヒリ語版の素案の作成を支援する。
 - 5) 上記のマニュアルを基に、各ゾーン1名、モデル地区を所管する各県の灌漑技術者1名、モデル地区の農民2名の計28名を対象にワークショップを開催(実習も含め5日間を想定)し、技術の妥当性や経済性に関して協議を行うと共に、現場で農民も参加する実習形式の研修を行い、マニュアル完成を支援する。
 - 6) また、上記5)のワークショップでは、ゾーン及び県のフォローアップ活動も含めた各モデル地区における実行性のある施設補修のアクションプランの作成を支援する。
 - 7) 以上の活動結果を取りまとめた現地業務結果報告書(英文及び和文要約)を JICA タンザニア事務所及びC/P 機関に提出し、報告を行う。
- (3) 帰国後整理期間(2013年12月下旬)
- 専門家業務完了報告書(和文)を JICA 農村開発部に提出し、報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワーク・プラン
和文2部(JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所)
英文3部(JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関)
- (2) 現地業務結果報告書
和文要約2部(JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所)
英文3部(JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関)
- (3) 専門家業務完了報告書(灌漑施設簡易補修技術マニュアルを含む)
和文2部(JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データ(CD、写真データ等を含む)も併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積

書作成の手引き」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

現地派遣期間は2013年9月28日～12月14日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

2) 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです (本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています)。

- ・ チーフアドバイザー (長期派遣専門家)
- ・ 灌漑施工管理 (長期派遣専門家)
- ・ 参加型灌漑維持管理 (長期派遣専門家)
- ・ 業務調整 (長期派遣専門家)

3) 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

① 空港送迎

あり

② 宿舍手配

あり

③ 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供 (市外地域への移動を含む。)

④ 通訳備上

なし

⑤ 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

⑥ 執務スペースの提供

農業食糧保障組合省内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供 (インターネットは使用可能ですが、回線の状況が不安定な場合があります。)

(2) 参考資料

1) 本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ 詳細計画策定調査報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12088357.pdf>)

(3) その他

1) 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

2) タンザニア入国に際しては、査証とは別に在留免責証明書 (Exemption Certificate:EC) または就労許可証 (Work Permit:WP) を入国前に取得する必要があります。必要書類取得にかかる手続きについて、本業務実施契約 (単独型) 締結後、当機構タンザニア事務所より必要書類等をお知らせします。

3) タンザニア国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、機構タンザニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。

以上